

第 16 回 滋賀県流域治水推進審議会 議事次第

日時：令和 6 年（2024 年）10 月 31 日（木）15:00 ～ 16:30

場所：滋賀県危機管理センター 2 F 災害対策室 6、7 および「Zoom」による Web 会議

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

（１）滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証について（議第 1 号）

4 委員（多々納委員、岡井委員、佐山委員、山口委員）で取りまとめた答申素案
について、委員の皆様よりご意見をいただきます。

4. 今後の予定

5. 閉 会

【資料一覧】

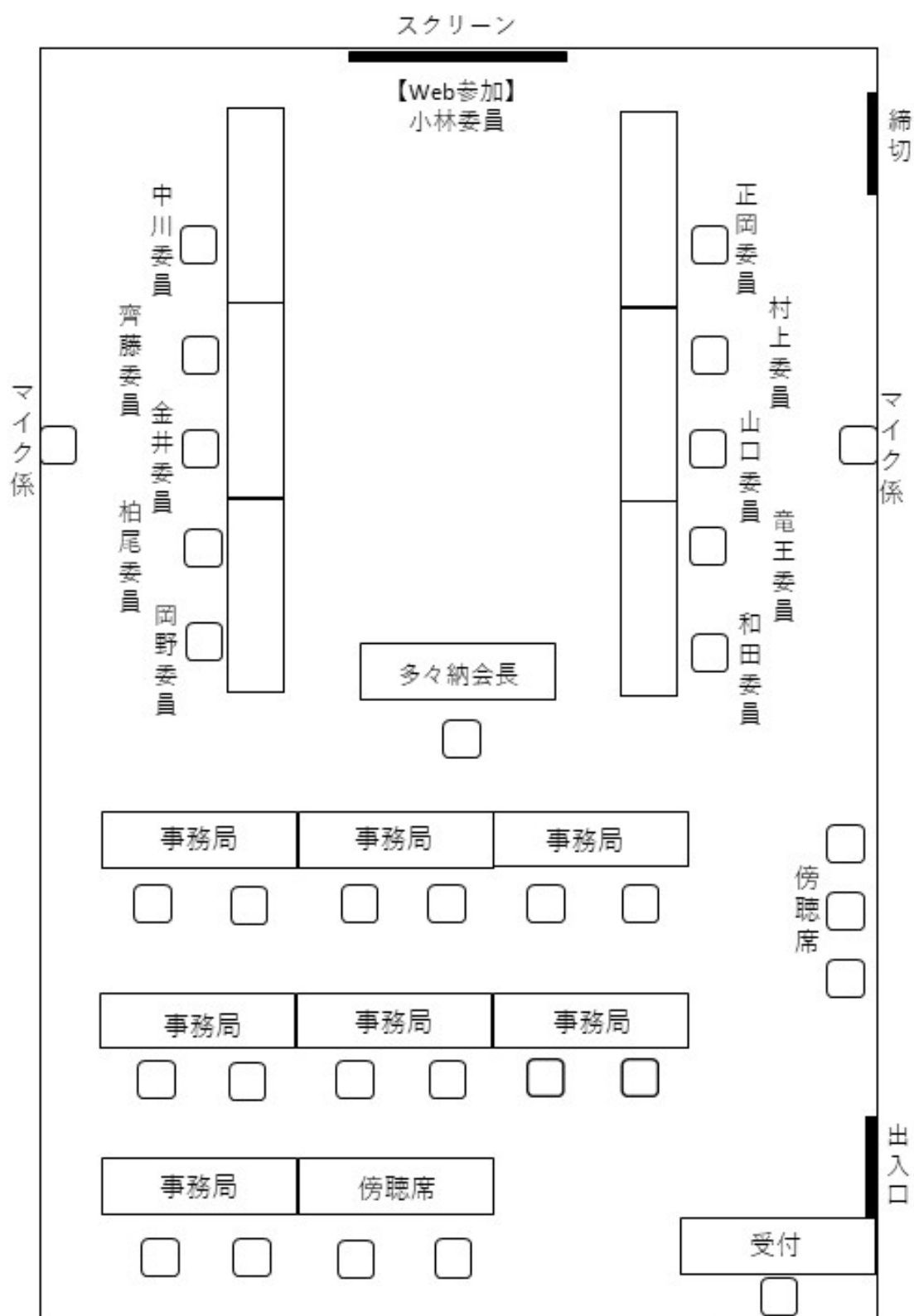
- 議事次第、委員名簿、配席図、条例および施行規則（抜粋）
- 滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証に係る答申素案

滋賀県流域治水推進審議会委員名簿

五十音順（敬称略）

氏 名	所属名・役職	備考
オカイ ユ カ 岡井 有佳	立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授	欠席
オカノ ヨシタケ 岡野 圭壮	びわ湖放送(株) 放送管理局次長 兼 報道部長	
カシオ タマ キ 柏尾 珠紀	滋賀大学 研究推進課 環境総合研究センター 客員研究員	
カナイ オサミツ 金井 長光	滋賀県消防協会 副会長	
クロサカ ノリコ 黒坂 則子	同志社大学 法学部 法律学科 教授	欠席
コバヤシ トシヒコ 小林 俊彦	彦根地方気象台 次長	Web 参加
サイトウ ミ エ 齊藤 美絵	株式会社 新日本鑑定法人 滋賀県不動産鑑定士協会	
サヤマ タカヒロ 佐山 敬洋	京都大学 防災研究所 教授	欠席
タ タ ノ ヒロカズ 多々納 裕一	京都大学 防災研究所 教授	
ナカガワ ヒロ キ 中川 博貴	湖都経営法律事務所 滋賀弁護士会	
マサオカ ナ オヤ 正岡 直也	京都大学大学院 農学研究科 森林科学専攻 山地保全学分野 助教	
ムラカミ ユ ミ 村上 由美	株式会社長栄 滋賀県建築士会 女性委員会 副委員長 湖南地区委員会 副委員長	
ヤマグチ ケイ タ 山口 敬太	京都大学大学院 地球環境学堂 准教授	
リュウオウ マ キ 竜王 真紀	山内エコクラブ代表	
ワ ダ ケイ コ 和田 桂子	一般社団法人近畿建設協会水環境研究部門顧問 京都大学防災研究所 特任教授	

配席図



滋賀県流域治水推進審議会に係る条例および施行規則（抜粋）

第 7 章 滋賀県流域治水推進審議会

第 35 条（滋賀県流域治水推進審議会）

（滋賀県流域治水推進審議会）

- 第 35 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県流域治水推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、第 13 条第 5 項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、流域治水の推進に関する事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、流域治水の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

【趣旨】

区域指定にあたって、全県的なバランスを考慮し、客観的な立場から評価いただきながら、より公正・公平な判断ができるよう、学識経験者等による「滋賀県流域治水推進審議会」を知事の附属機関として設置するものです。

審議会の審議事項は、浸水警戒区域を指定するにあたり、客観的な立場から区域指定の必要性や妥当性を審議いただく他、流域治水の推進に関する事項を調査審議いただきます。

水害に強い地域づくり協議会において、地域における浸水対策や区域指定の考え方や指定方法等を含めた安全な住まい方のルールについて合意形成を行うこととしていますが、具体的な権利制限の根拠となる区域指定に際して、さらに審議会において学識経験者等に客観的な立場から審議いただくものです。

【関係法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 138 条の 4 1～2 略

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 36 条（審議会の組織等）

（審議会の組織等）

第 36 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、流域治水に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

流域治水推進審議会の組織等について定めるものです。

審議会の委員構成については、以下の者から任命することを想定しています。

① 学識経験者

区域指定に際し、関連する幅広い学識分野から委員に就任いただきます。

② 知事が適当と認める者

学識経験者以外に必要な委員を選定する場合を想定しています。なお、学識経験者等に客観的な立場から審議いただくという審議会の趣旨から、公募委員の選定は想定していません。

【条例施行規則】

（審議会の会長）

第 23 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 24 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 25 条 条例第 36 条第 6 項の規定により部会が置かれた場合における部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

4 部会長は、特別の事項に関する調査審議が終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項および第 2 項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第 26 条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があるときは、関係者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第 27 条 審議会の庶務は、土木交通部流域政策局において処理する。

(雑則)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。